

・特例退職被保険者制度のしおり

2026年3月

※現在、任継又は他の健康保険に加入中の方で、加入資格要件を満たし、当制度への加入を希望する場合には、当健保迄ご連絡下さい。
加入手続きに必要な書類等につき、当健保よりご案内致します。

項目	特例退職被保険者
加入資格要件 ※右記をすべて満たす必要あり	①老齢厚生年金(報酬比例部分のみ可)の受給を開始している方 ※裁定(受給)手続き中の方でも可 ②退職前に当健保の被保険者期間が20年以上又は40歳以降10年以上ある方 ※任意継続被保険者期間は除く。 (日立製作所・三菱電機・日本電気健康保険組合の被保険者期間も通算されます。) ③後期高齢者医療制度の適用を受けていない方 ④日本に住民票を有する方
被保険者期間	後期高齢者医療制度に加入するまで (75歳の誕生日の前日まで、あるいは65歳～74歳で一定の障害認定を受けて後期高齢者医療制度に加入した前日まで)
申請期間	(加入資格要件を全て満たしている旨をご確認の上)、原則、老齢厚生年金の年金証書が到着した日から3ヶ月以内にご申請ください。[既に年金証書を所持している方は当社退職後3ヶ月以内] 但し、当社退職後に他社勤務をされ、その会社の健康保険に加入(任意継続含む)している場合には、資格喪失後3ヶ月以内にご申請ください。 ※申請期間を正当な理由がなく超過した場合には、本制度に加入することはできません。
加入手続 ※右記の書類を当健保へ提出	①特例退職被保険者資格取得申請書(帳票No:T-221) ②住民票(世帯全員)※「世帯主」「続柄」「マイナンバー」の記載があるもの ③自動振替サービス確認書 ※保険料は口座振替(自動引落)で納付いただきます。 ④「国民年金・厚生年金保険年金証書」の写し ⑤資格喪失証明書(※退職後、他社健保加入後に加入の場合) 【注】被扶養者申請を行う方は、上記に加え、別途「被扶養者申請書(帳票No:T-011)」と「被扶養者申請に伴う状況届(帳票No:T-013)※添付書類含む」をご提出下さい。但し、当健保の一般被保険者または任意継続被保険者から継続加入される被扶養者の場合は、改めでの「被扶養者申請書」と状況届の提出は不要です。

項目

特例退職被保険者

保険料
(2026年度)
【毎年見直しあり】

※保険料は、
標準報酬月額

×
保険料率

で計算

《全額自己負担》

- ① 標準報酬月額 320,000円〈規約45条3項に定める額〉
- ② 保険料率 一般 85.0/1000 介護 18.5/1000 子ども・子育て支援金* 2.3/1000
- ③ 年間保険料額《介護保険料、子ども・子育て支援金を含む》

月払	半年払	1年払
33,856円 × 12	200,828円 × 2	397,757円

* 子ども・子育て支援金・・・国が掲げる少子化対策において、健康保険や介護保険料に加え、令和8年4月1日より全被保険者からの支援金徴収が義務づけられました。(健保は国の代行として徴収)

※半年払、1年払は、前納制度活用による割引適用額となります。

【注】保険料算定の基礎となる標準報酬月額及び保険料率は、被保険者本人の年収や被扶養者数に関わらず、全員一律の適用となります。

※尚、標準報酬月額及び保険料率は毎年見直しがあります。

- ④ 保険料の支払(納付)単位: 月払、半年払、1年払の何れかから選択ください。

※前納(半年払・1年払)には割引適用があります。

※年度途中での支払(納付)単位の変更はできません。(年1回のみ変更可)

- ⑤ 保険料支払い(納付)方法: 口座振替(自動引落)で納付いただきます。

但し、口座振替手続き完了まで(加入後2~3ヶ月間)は、『振込・月払』にて納付いただきます(前納選択の場合も同様)ので、ご承知おきください。

項目

特例退職被保険者

資格喪失要件

下記理由以外で脱退することはできません 《必ず事前にご確認願います》

- ①後期高齢者医療制度の対象となったとき(75歳以上の方)
- ②保険料を納付期限(毎月10日)までに納めなかったとき
- ③他の健康保険組合等の被保険者になったとき(就職先の社会保険に加入したとき)
- ④ご家族の加入する健康保険組合の被扶養者になったとき
- ⑤海外で生活することになったとき
- ⑥生活保護法の適用を受けたとき
- ⑦本人が亡くなったとき
- ⑧65歳以上74歳以下の方で、一定の障害認定を受け、後期高齢者医療制度へ加入したとき
- ⑨資格喪失の希望を申し出て健保組合が受理したとき

※上記③～⑨の場合は、手続きが必要になりますので、当健保へご連絡ください。

[①及び②は連絡不要]

※②、④、⑨の事由で脱退の場合は、再加入できません。

項目	特例退職被保険者
ご注意	<ol style="list-style-type: none"><li data-bbox="410 239 1961 419">1. 事前に必ず国民健康保険とよく比較検討の上、申請願います。 国民健康保険料(税)は、市区町村毎、個人毎に異なりますので、 居住地の市区町村にご確認ください。<li data-bbox="410 496 2226 799">2. 介護保険料の徴収について 介護保険料は、社会全体で支えている「介護」に要する費用に充てられます。 当健保における保険料徴収は、『40歳以上65歳未満の被保険者』及び 『<u>40歳以上65歳未満の被扶養者がいる、40歳未満と65歳以上の被保険者 (特定被保険者)</u>』に対して行います。<li data-bbox="410 876 2277 1142">3. 資格喪失事由の「⑨資格喪失の希望を申し出て健保組合が受理したとき」の資格 喪失日は、健保にその申出が受理された日の属する月の翌月1日となります。 (例)令和8年10月15日に健保が申出を受理したとき ⇒資格喪失日:令和8年11月1日

項目

特例退職被保険者

・老齢厚生年金の受給開始年齢

＜参考資料＞
加入資格要件
の取扱い

受給開始 年齢 生年月日	男性						女性				
	60 歳	61 歳	62 歳	63 歳	64 歳	65 歳	60 歳	61 歳	62 歳	63 歳	64 歳
昭和31年4月2日～ 昭和32年4月1日			○	○	○	○	○	○	○	○	○
昭和32年4月2日～ 昭和33年4月1日				○	○	○	○	○	○	○	○
昭和33年4月2日～ 昭和34年4月1日				○	○	○		○	○	○	○
昭和34年4月2日～ 昭和35年4月1日					○	○		○	○	○	○
昭和35年4月2日～ 昭和36年4月1日					○	○			○	○	○
昭和36年4月2日～ 女性は～昭和37年4月1日						○			○	○	○

※老齢厚生年金の受給開始年齢を60歳に繰上げされた場合、60歳からでも特退制度に加入することができ、年金受給額が減額され、障害年金の受給資格が消滅します。

項目

特例退職被保険者

特例退職被保険者(特退)として、ルネサス健保に加入する場合

※加入要件を満たしたときから、3か月を過ぎて申請いただいた場合には、加入できません。

老齢厚生年金の受給開始年齢

①	RELグループ従業員 (当健保20年加入等)	再就職 (他健保[任継含む])			特退 ○	
②	RELグループ従業員 (当健保20年加入等)	任継	国保等	特退 ○	再就職 (他健保) または海外転出	特退 ○
③	RELグループ従業員 (当健保20年加入等)	再就職 (他健保[任継含む])	国保等	特退 ○	再就職 (他健保) または海外転出	特退 ○
④	RELグループ従業員 (当健保20年加入等)		国保等		特退 ×	
⑤	RELグループ従業員 (当健保20年加入等)			特退 ○	国保等	特退 ×

・「RELグループ従業員(当健保20年加入等)」
→当健保 [※] に20年以上(または40歳以降10年)被保険者期間がある方
[※] 日立健保・三菱電機健保・日本電気健保の被保険者期間も通算されます。

・「国保等」→国民健康保険の被保険者又はご家族の被扶養者になること

・「再就職」→再就職先の健保への加入又は再就職先の任意継続被保険者加入等

※老齢厚生年金受給権発生から3か月を超えた場合加入できません

※再加入できません

※老齢厚生年金受給権が発生後、国民健康保険や家族の被扶養者になることを選択した場合は、特例退職被保険者制度には加入できません。

＜参考資料＞
加入資格要件
の取扱い